

## 結婚新生活支援事業 Q&A

Q1: 対象とならない経費はどのようなものか？

A1: 住宅取得に伴う土地購入費、住宅賃借に伴う駐車場代・清掃費・各種保険料・光熱水費・設備費・引っ越し等の謝礼 など

Q2: 転入したが婚姻届の提出はまだ。申請できるか？

A2: 婚姻届を提出した後で、申請してください。

Q3: 婚姻前に住居を購入・賃借したものは対象になるか？

A3: 婚姻前であっても、対象期間(3月1日から翌年3月31日)中に婚姻を機に川北町の住宅を購入・賃借した場合、対象となる。  
ただし、川北町新築住宅取得奨励金の交付を受けた場合は対象外です。

Q4: 以前より住んでいるアパート等で新婚生活を始める。対象になるか？

A4: 既に住んでいる方のところへ、新婚生活を始めるためにもう一方が引っ越してきた場合は、引っ越し費用および、婚姻届を提出し、同居を始めたあとに支払った家賃が対象となる。

Q5: 夫の実家に転入した。対象になるか？

A5: 引っ越し費用のみ対象となる。  
ただし、夫婦のいずれかが費用を支払っていること。

Q6: 婚姻のために、家を増改築した。その費用は対象になるか？

A6: 対象外です。

Q7: 中古住宅を購入・賃借し、新婚生活を始める。対象になるか？

A7: 新築・中古どちらであっても対象になるが、申請時点で既に支払いを済ませた金額が対象となる。住宅ローン等これから支払う分は対象とならないが、婚姻届を提出し、同居を始めたあとに支払ったローンは対象となる。

Q8: 新しく購入・賃借した家に親族(親など)と同居する。対象になるか？

A8: 契約者や購入者の名義が夫婦いずれかの名義で、かつ、支払いを行っていれば、購入費用・家賃等費用・引っ越し費用ともに対象となる。

## 結婚新生活支援事業 Q&A

Q9: 再婚でも対象になるか？

A9: 一方もしくは双方が、この助成を受けたことがある場合は、対象外です。

Q10: 住宅手当を会社から支給されています。家賃は対象になるか？

A10: 家賃から住宅手当を差引いた、実費負担分が対象です。

Q11: 奨学金返済の証明はどのような証明が必要か？

A11: 返還証明書もしくは返還額がわかるもの(通帳の写しなど)を添付してください。

Q12: 納税証明書が川北町から発行されないときは？

A12: 1月1日時点で住民票があった市町村で発行することができます。非課税の場合は、非課税証明書を発行してもらい、申請書に添付ください。